

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○令和3年度自衛官候補生の募集期間等（危機管理・防災課）	1
○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定（薬務衛生課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）	1
○保安林の解除予定の通知（治山林道課）	1
○保安林の指定の予定（ 〃 ）	1
○道路の供用開始（道路課）	1
公 告	
○令和3年度クリーニング師試験の実施（薬務衛生課）	2
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	2
○事後調査報告書の縦覧（自然共生課）	2
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	3

告 示

高知県告示第342号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

令和3年5月28日

高知県知事 濱田 省司

- 男子及び女子（令和4年3月及び4月採用予定）
 - 募集期間
随時（最終期限は、令和3年6月11日（金））
 - 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 口述試験 適性検査	令和3年6月12日 （土）	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

身体検査		
------	--	--

- 問い合わせ先
自衛隊高知地方協力本部
電話番号088-822-6128
ホームページアドレス <http://www.mod.go.jp/pco/kochi/>

高知県告示第343号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によるクリーニング師の研修（以下「研修」という。）及び同法第8条の3の規定による業務従事者に対する講習（以下「講習」という。）の指定を令和3年5月28日付けで次のとおり行った。

令和3年5月28日

高知県知事 濱田 省司

- 研修及び講習の主催者
東京都港区新橋六丁目8番2号
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
- 第1型研修の開催年月日並びに会場の所在地及び名称
令和4年1月30日（日）
高知市本町五丁目3-20 高知共済会館
- 第2型研修及び講習の受付期間
令和3年12月8日（水）から令和4年1月14日（金）まで
- 研修及び講習の科目
衛生法規及び公衆衛生
洗濯物の受取、保管及び引渡し
洗濯物の処理
繊維及び繊維製品
- 研修及び講習の受講料
研修受講料 5,000円
講習受講料 4,500円
- 研修及び講習の受講の申込先及び問い合わせ先
高知市はりまや町三丁目7番6号 パームサイドビル2階
公益財団法人高知県生活衛生営業指導センター

高知県告示第344号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

令和3年5月28日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指 定 年 月 日
よ つ ば 薬 局 安芸市東浜159-1 令3・3・1

高知県告示第345号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通

知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年5月28日

高知県知事 濱田 省司

- 解除予定に係る保安林の所在場所
宿毛市橋上町楠山字弘島山1161の11
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第346号

次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

令和3年5月28日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
須崎市浦ノ内出見字宮ケナロ1208の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
（1）立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字宮ケナロ1208の1（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び須崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第347号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和3年5月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年5月28日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 興津窪川
- 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町興津字神子谷山2486番30から 高岡郡四万十町興津字神子谷山2486番26まで	156	令和3年5月28日

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、令和3年度クリーニング師試験を次のとおり行う。

令和3年5月28日

高知県知事 濱田 省司

- 試験の日時
令和3年9月2日（木）午前9時から
- 試験の場所
高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県保健衛生総合庁舎
- 受験資格
次のいずれかに該当する者であること。
(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する高等学校の入学資格を有する者
(2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者
- 受験願書及び添付書類
(1) 受験願書（県所定の様式によること。）
(2) 履歴書（最終学歴を明記すること。）
(3) 受験資格を証明する書類又はその写し（氏名に変更があつているときは、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書（外国人にあつては、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書に代えて、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等の記載のある住民票の写しその他氏名に変更があつていることを証明することができる書類）
(4) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）
- 受験願書の配付場所
県内各福祉保健所及び高知県健康政策部薬務衛生課並びに高知市保健所
- 受験願書の受付期間

令和3年7月12日（月）から同年8月2日（月）まで。ただし、郵送による場合は、令和3年8月2日付けの消印のあるものまで受け付ける。

7 受験願書の提出先

(1) 県内に居住する者は、住所地又はクリーニング所の所在地を所管する福祉保健所（当該住所地又はクリーニング所の所在地が高知市である場合にあっては、高知市保健所）

(2) 県外に居住する者は、高知県健康政策部薬務衛生課（高知市丸ノ内一丁目2-20）

8 試験科目

- 衛生法規に関する知識
- 公衆衛生に関する知識
- 洗濯物の処理に関する知識及び技能

9 試験手数料

7,000円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、高知市五台山南部土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があつた。

令和3年5月28日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	小松 幹郎	高知市五台山4505番地の2
〃	横田 真一	〃 〃 1227番地1
〃	岡本比良夫	〃 〃 4461番地
〃	小松 準一	〃 〃 367番地1
〃	水口 政雄	〃 〃 1090番地
〃	水口伊佐雄	〃 〃 1066番地
〃	島崎 隆司	〃 〃 3434番地
〃	小野 俊司	〃 〃 3209番地1
〃	大野 正彦	〃 〃 2929番地
〃	水口 益雄	〃 〃 2486番地口
〃	横田 和秀	〃 〃 2203番地
〃	長崎 淳	〃 仁井田2796番地
監事	小松 興喜	〃 五台山421番地3
〃	水口 俊智	〃 〃 1064番地2
〃	横田 彰	〃 〃 3053番地
(就任)		
理事	岡本比良夫	高知市五台山4461番地
〃	水口 俊智	〃 〃 1064番地2
〃	山本 正隆	〃 〃 122番地15
〃	横田 真一	〃 〃 1227番地1
〃	小松 幹郎	〃 〃 4505番地の2

〃	小松 準一	〃 〃 367番地1
〃	水口伊佐雄	〃 〃 1066番地
〃	島崎 隆司	〃 〃 3434番地
〃	小野 俊司	〃 〃 3209番地1
〃	北村 洋一	〃 〃 2185番地
〃	横田 青昌	〃 〃 2208番地
〃	長崎 淳	〃 仁井田2796番地
監事	横田 和秀	〃 五台山2203番地
〃	横田 彰	〃 〃 3053番地
〃	水口 政雄	〃 〃 1090番地

高知県環境影響評価条例（平成11年高知県条例第5号）第33条第1項の規定により事後調査報告書の送付があつたので、同条第2項の規定により次のとおり当該事後調査報告書を縦覧に供する。

令和3年5月28日

高知県知事 濱田 省司

- 事業者の名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地
合同会社ユーラス大豊風力
代表社員 株式会社ユーラスエナジーホールディングス 職務執行者 山本 勝公
長岡郡大豊町杉1079番地1
- 対象事業の名称、種類及び規模
(1) 名称
ユーラス大豊ウインドファーム
(2) 種類
風力発電所（陸上）
(3) 規模
出力 18,370キロワット（定格出力2,300キロワットの風力発電機を8基設置し、30キロワットの出力抑制を行う。）
- 対象事業が実施されるべき区域
長岡郡大豊町穴内及び北側ほか
- 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
長岡郡大豊町
- 事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間
(1) 場所
高知県林業振興・環境部自然共生課及び大豊町役場
(2) 期間
令和3年5月28日から同年6月28日まで（日曜日及び土曜日を除く。）
(3) 時間
午前8時30分から午後5時15分まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和3年5月28日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和2年12月2日 2高須土第1883号	高岡郡四万十町東大奈路字源太夫谷509番24ほか12筆	高岡郡四万十町東大奈路505番地 協同組合 高幡木材センター 代表理事 伊藤 訓新